

議案第三号

港区長の退職手当の特例に関する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区長の退職手当の特例に関する条例

港区長等の退職手当に関する条例（昭和三十三年港区条例第一号）第三条から第六条までの規定にかかわらず、区長の退職手当の額は、同条例第三条から第六条までの規定により計算した額から当該額に百分の二十を乗じて得た額を減じた額（その額に一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例は、この条例の施行の日に区長の職にある者について適用する。

(この条例の失効)

3 この条例は、この条例の施行の際現に区長の職にある者が退職した日限り、その効力を失う。

(説明)

現区長の退職手当を減額するため、本案を提出いたします。